

重要施策に係る町民参画手続きの実施状況を公表します (令和4年7月～9月)

安平町町民参画推進条例第6条に基づく重要施策に係る町民参画手続きの実施状況についてお知らせします。各実施結果の詳細については、町ホームページをご覧ください。担当課へお問い合わせください。

第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定

実施状況	審議会等	令和4年7月15日	第1回未来創生委員会
		令和4年9月13日	第2回未来創生委員会
	ワークショップ	令和4年8月27日	移住者ミーティング

担当課 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

安平町行政改革プラン2022の策定

実施状況	審議会等	令和4年8月4日	第3回安平町行政改革推進委員会
------	------	----------	-----------------

担当課 総務課総務グループ ☎ 2511

ときわキャンプ場の指定管理者制度の導入及び公募について

実施状況	審議会等	令和4年9月29日	第4回安平町行政改革推進委員会
------	------	-----------	-----------------

担当課 建設課土木・公園グループ ☎ 7075

一定面積以上の土地取引には 届け出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

届け出の対象となる面積

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上

届出者

土地の権利取得者（買い主等）

提出期限

契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

提出書類（各3部）

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした5,000分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした図面

問合せ 建設課施設グループ ☎ 2516